

○ 広域リージョン連携推進要綱 新旧対照表

(傍線部は改正部分)

新	旧
<p><b>第1・第2</b> (略)</p> <p><b>第3 広域リージョン連携宣言</b> (1)・(2) (略)</p> <p>(3) リージョン構成団体                      リージョン構成団体は、宣言リージョンの下で実施するいずれかのプロジェクトに参画する地方公共団体、経済団体（企業や経営者等を構成員とするものであって、当該構成員の範囲が複数の業種にわたるもの。以下同じ。）、企業、大学、研究機関等の多様な主体とする。ただし、リージョン構成団体には必ず地方公共団体及び経済団体が含まれるとともに、次のア及びイのいずれにも該当する必要があるものとする。                      ア 構成する地方公共団体の区域は、<u>近接する</u>複数の都道府県にまたがっていること（北海道及び沖縄県がリージョン構成団体となる場合又は北海道及び沖縄県の区域内の複数の市町村がリージョン構成団体となる場合を除く。）                      イ 構成する経済団体の主たる活動範囲（複数の経済団体がリージョン構成団体である場合は、各経済団体の活動範囲を併せた範囲）は、アに掲げる地方公共団体の区域をおおむね含んでいること                      なお、リージョン構成団体は、他の広域リージョンに参画する</p>	<p><b>第1・第2</b> (略)</p> <p><b>第3 広域リージョン連携宣言</b> (1)・(2) (略)</p> <p>(3) リージョン構成団体                      リージョン構成団体は、宣言リージョンの下で実施するいずれかのプロジェクトに参画する地方公共団体、経済団体（企業や経営者等を構成員とするものであって、当該構成員の範囲が複数の業種にわたるもの。以下同じ。）、企業、大学、研究機関等の多様な主体とする。ただし、リージョン構成団体には必ず地方公共団体及び経済団体が含まれるとともに、次のア及びイのいずれにも該当する必要があるものとする。                      ア 構成する地方公共団体の区域は、複数の都道府県にまたがっていること（北海道及び沖縄県がリージョン構成団体となる場合又は北海道及び沖縄県の区域内の複数の市町村がリージョン構成団体となる場合を除く。）                      イ 構成する経済団体の主たる活動範囲（複数の経済団体がリージョン構成団体である場合は、各経済団体の活動範囲を併せた範囲）は、アに掲げる地方公共団体の区域をおおむね含んでいること                      なお、リージョン構成団体は、他の広域リージョンに参画する</p>

ことも可能である。

(4) ~ (6) (略)

#### 第4 広域リージョン連携ビジョン

(1) (略)

(2) 連携ビジョンに記載する事項

連携ビジョンにおいては、上記第1の趣旨を踏まえ、以下の事項について記載するものとする。なお、下記の記載事項の全て又はその一部を、広域地方計画（国土形成計画法（昭和25年法律第205号））又は北海道総合開発計画（北海道開発法（昭和25年法律第126号））若しくは沖縄振興基本方針及び同基本方針に基づく沖縄振興計画（沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号））等の参照箇所の記載により代えることができる。

①・② (略)

③ 宣言リージョンの下で実施するプロジェクトの具体的内容

宣言リージョン下で実施するプロジェクトごとに、その具体的内容を記載するものとする。

<プロジェクトの具体的内容>

ア (略)

イ プロジェクトの実施主体

当該プロジェクトの実施主体となるリージョン構成団体その他の主体の名称を記載するものとする。

ことも可能である。

(4) ~ (6) (略)

#### 第4 広域リージョン連携ビジョン

(1) (略)

(2) 連携ビジョンに記載する事項

連携ビジョンにおいては、上記第1の趣旨を踏まえ、以下の事項について記載するものとする。なお、下記の記載事項の全て又はその一部を、広域地方計画（国土形成計画法（昭和25年法律第205号））又は北海道総合開発計画（北海道開発法（昭和25年法律第126号））若しくは沖縄振興基本方針及び同基本方針に基づく沖縄振興計画（沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号））等の参照箇所の記載により代えることができる。

①・② (略)

③ 宣言リージョンの下で実施するプロジェクトの具体的内容

宣言リージョン下で実施するプロジェクトごとに、その具体的内容を記載するものとする。

<プロジェクトの具体的内容>

ア (略)

イ プロジェクトの実施主体

当該プロジェクトの実施主体となるリージョン構成団体その他の主体の名称を記載するものとする。

実施主体については、全てのプロジェクトに全てのリージョン構成団体が参画することが求められるものではないが、一のリージョン構成団体のみであることは認められず、複数かつ多様なリージョン構成団体で構成されるものとする（複数であっても地方公共団体のみ、企業のみといった構成は認められない。）。ただし、複数かつ多様なリージョン構成団体により設立された法人がプロジェクトの実施主体である場合など、実質的に複数かつ多様なリージョン構成団体が実施主体となっていると認められる場合はこの限りでない。

また、プロジェクトの推進に当たって適当と認められる場合には、リージョン構成団体以外の主体が参画することも可能である。その際、プロジェクトの企画策定から事業の実施・推進までを一体で行う、いわゆる「シンク・アンド・ドゥー・タンク」を実施主体に含めることで、プロジェクトをより円滑に実施していくことも考えられる。

ウ～ク （略）

(3) （略）

(4) 連携ビジョンの公表等

宣言リージョンは、連携ビジョンの策定又は変更を行ったときは、速やかに策定又は変更を行った連携ビジョンを公表し、この写しを総務省に送付するものとする。

総務省は、連携ビジョンの写しの送付を受けたときは、その写

実施主体については、全てのプロジェクトに全てのリージョン構成団体が参画することが求められるものではないが、一のリージョン構成団体のみであることは認められず、複数かつ多様なリージョン構成団体で構成されるものとする（複数であっても地方公共団体のみ、企業のみといった構成は認められない。）。ただし、複数かつ多様なリージョン構成団体により設立された法人がプロジェクトの実施主体である場合など、実質的に複数かつ多様なリージョン構成団体が実施主体となっていると認められる場合はこの限りでない。

また、プロジェクトの推進に当たって適当と認められる場合には、リージョン構成団体以外の主体が参画することも可能である。

ウ～ク （略）

(3) （略）

(4) 連携ビジョンの公表等

※ 具体的な手続等については、追って提示する。

しを速やかに関係府省に送付するものとする。

## 第5 宣言リージョンに対する国の支援

### (1) 総務省による伴走支援

総務省において、一の宣言リージョン又は宣言を行おうとする地域（以下「宣言リージョン等」という。）ごとに、各宣言リージョン等の抱える課題解決に向けた助言等の伴走支援を行うものとする。

（具体的な支援内容の例）

- ・広域リージョン連携宣言や連携ビジョンの作成等に関して事前に相談があった場合に、宣言リージョン等に対して助言を行う。
- ・宣言リージョン等におけるプロジェクトの検討に資するよう、国の支援措置等について、関係府省と連携し、分かりやすい形で情報提供するほか、宣言リージョン等に関係府省の窓口を紹介する。
- ・宣言リージョン等から新たな支援措置の求めがあった場合には、必要に応じ関係府省に対して検討依頼を行う。

### (2) 連携ビジョンに基づき実施するプロジェクトに対する支援措置

#### ① 地域未来交付金（地域未来推進型）の活用

地域未来交付金（地域未来推進型）は、通常、1団体あたりの申請上限件数及び申請上限額が設定されている。この点、連携ビジョンに基づくプロジェクトであって、地域未来交付金

## 第5 宣言リージョンに対する国の支援

### (1) 総務省による助言及び支援

総務省は、広域リージョン連携宣言や連携ビジョンの作成等に関して事前に助言の求めがあった場合や、広域リージョン連携宣言や連携ビジョンの送付を受けた場合等には、必要に応じて、宣言リージョンに対して助言を行うとともに、関係府省と宣言リージョンの間の連絡調整を行うものとする。

また、総務省は、関係府省と連携し、送付を受けた連携ビジョンに基づく宣言リージョンのプロジェクトに対して、国の支援措置等について分かりやすい形で情報を提供するとともに、宣言リージョンから新たな支援措置の求めがあった場合には、必要に応じ関係府省に対して検討依頼を行う等の支援を行うものとする。

### (2) 連携ビジョンに基づき実施するプロジェクトに対する支援措置

#### ① 新しい地方経済・生活環境創生交付金の活用

連携ビジョンに基づくプロジェクトであって、新しい地方経済・生活環境創生交付金の目的に合致し、かつ、その性質上、当該交付金の活用による地方創生の効果が見込まれるも

の目的に合致し、かつ、その性質上、当該交付金の活用による効果が見込まれるものについては、通常の申請上限に加え、広域リージョン分として、1リージョンあたり最大5件/10億円（単年度当たりの交付上限額（国費））までの申請を可能とする。

② 関係府省が所管する補助事業等の活用

連携ビジョンに基づくプロジェクトであって、別紙に記載する各府省が所管する補助事業等の目的に合致し、かつ、その性質上、当該補助事業等の活用による効果が見込まれるものについて支援を行う。

③ 地域未来基金費（仮称）の活用

令和8年度地方財政計画において、「地域未来基金費（仮称）」を創設し、都道府県分の普通交付税により措置することとしているところ。各都道府県においては、これを活用して基金を創設した上で、連携ビジョンに基づくプロジェクトを含め、企業立地の推進、研究開発の推進や人材育成・確保のほか、地場産業の付加価値向上・販路開拓等に、複数年度にわた

のについて支援を行う。

※ 具体的な支援措置の内容については、追って提示する。

② 関係府省の施策の活用

連携ビジョンに基づくプロジェクトであって、各府省が所管する補助事業等の目的に合致し、かつ、その性質上、当該補助事業等の活用による効果が見込まれるものについて支援を行う。

※ 対象となる補助事業等や具体的な支援措置の内容については、追って提示する。

※ 参考として、令和6年度補正予算又は令和7年度予算により各府省が講じている上記第3（4）に掲げる分野の補助事業等であって、都道府県域を超える広域的な範囲で、多様な主体の連携により行われる事業や取組が対象となり得るものの例は別紙のとおりである。

って取り組むことが可能となっている。

④ 規制の緩和等

連携ビジョンに基づくプロジェクトを推進するに当たって、十分な成果を生み出すために支障となる規制等が存在する場合、総務省から関係府省に対し、当該規制の緩和等について検討依頼を行う。また、地方分権改革に関する提案募集又は特区制度における規制改革事項に係る提案募集等、地方公共団体や経済団体の提案を踏まえて規制の緩和等を検討する枠組みを通じ、連携ビジョンに基づき実施するプロジェクトに関連する検討依頼があった場合には、関係府省は、可能な限り規制の緩和等に取り組む。

③ 規制の緩和等

連携ビジョンに基づくプロジェクトを推進するに当たって、十分な成果を生み出すために支障となる規制等が存在する場合、関係府省は、地方分権改革に関する提案募集における地方からの提案等も踏まえ、可能な限り規制の緩和等に取り組む。